

特定非営利活動法人地域福祉を考える会成年後見活動規則（案）

第1章 活動基本姿勢

（目的）

第1条 この規則は、特定非営利活動法人地域福祉を考える会（以下「当法人」という。）が成年後見・保佐・補助（以下「成年後見等」という。）の活動を行うにあたり、その基本となる指針を示し、もって当法人の成年後見部会に所属する会員（以下「会員」という。）成年後見等業務等の向上を図ることを目的とする。

（成年後見等活動の基本的性格）

第2条 当法人は、成年後見等における活動の根幹を公共性と団体性に置く。

2 公共性とは、個人の尊厳を重視し、生活の質を高めるため、地域住民のために活動を行うことをいう。

3 団体性とは、当法人定款に規定される事項に従い活動を行うことをいう。

（会員活動の基本）

第3条 会員は、第1条の目的及び第2条の公共性及び団体性の趣旨を理解し自覚を持つと共に、その活動は関係法令、「活動宣言」により制約を受ける。

2 当法人及び会員は、当法人の定款事項及び本規則に従って活動を行う。

（会員の能力担保）

第4条 会員は、常に成年後見等制度及び成年後見等制度周辺に対する理解を深め、当法人内外等が行う研修会に積極的に参加し、その資質の向上を図らなければならない。

（会員に対するサポート）

第5条 当法人は、会員に対し以下のサポートを行う。

- (1) 成年後見等に係る業務知識の研修実施及び研修参加費の助成。
- (2) 成年後見等受任時の相談、成年後見等業務に対する助言及び相談。
- (3) 法人後見等担当者（以下「担当者」という。）に、成年後見等活動中に生じた事故に対して法人が責任を負う。但し、故意及び重大な過失による場合は当該担当者に責を問う。
- (4) 所定研修受講者に対する法人後見等担当者候補者名簿登載の実施。

第2章 成年後見等の受任・選任

(成年後見等の受任方法)

第6条 当法人が成年後見等を受任する場合は、常任理事会の承認による。

(法人後見等担当者の選任)

第7条 当法人が法人後見等を受任した場合は、常任理事会にて担当者を指名する。

- 2 常任理事会を招集する時間がない時は、成年後見担当理事が協議し、理事長が指名する。

第3章 法人後見等

(法人後見等の主旨)

第8条 当法人は、法人後見等を行うことにより後見等事務の継続性を確保するとともに、当法人が指名した主担当者の活動の円滑化を図るために、副担当者を指名する。

(法人後見等担当者の交代)

第9条 担当者に以下の事由が生じた場合、当法人は速やかに法人後見等業務を引継ぐ者にその業務を交代させることができる。

- (1) 被後見人等及びその親族などの関係者より法人後見等担当者の交代を申出られ、理事会又は成年後見部会においてその申出が正当な理由に基づく判断された場合。
- (2) 担当者が死亡、病気、事故等やむを得ない事由により後見等業務の継続が図れなくなった場合及びそのおそれがあると認められる場合。
- (3) 担当者が、何らかの事情で止むを得ず担当者を辞任した場合。
- (4) 法人後見等の受任が増減し、担当者の業務の平準化を図る必要があると認められる場合。

- 2 担当者が交代する時期は、原則4月1日付とし、年1回の後見等事務の家裁への報告(報酬付与申立)業務に支障の無いように心掛ける。

(法人後見等担当者の業務)

第10条 担当者は後見等事務を担当する。

- 2 担当が一時的に後見等事務の継続が図れない場合及びそのおそれがある場合は、当法人成年後見部会は臨時的に代理者を指名し、その者に後見等業務を行わせることができる。

(法人後見等業務内容の報告)

第 11 条 担当者は、後見等業務の進捗状況について、所定の報告書を使用し成年後見部会に毎月報告するとともに、常任理事会に 6 ヶ月毎に報告しなければならない。

第4章 倫理規程

(守秘義務)

第 12 条 担当者は、職務上知り得た個人情報等については守秘義務がある。当法人を退会したのちも同様の義務を負う。

2 プライバシー保護のために個人情報の取り扱いに十分配慮する。

3 公文書および被後見人等の通帳は原則として事務所保管とし、持ち出しの必要な時は複数で確認したうえで事務担当者が作成管理するノートに記録する。

(法律の遵守、後見部会活動宣言)

第13条 後見部会に所属する会員は、関係法令(憲法、民法、障害関係の福祉法等)を遵守し行動するとともに、部会が別に定める後見活動宣言の趣旨を尊重して活動にあたる。

(内部監査)


第14条 被後見人等の財産管理、報酬の使途ほか後見活動全般について毎年1回本法人監事が監査する。

(委任)

第15条 この規則に定めのない事項については、常任理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成 25 年4月1日から施行する。



特定非営利活動法人 地域福祉を考える会

(略称 S S C W)

〒259-1142

神奈川県伊勢原市田中300番地1の202

電話・FAX：0463-95-6665

メール：rtbyw740@ybb.ne.jp

